

はじめに

本書面は、特定商取引に関する法律に定められた内容を記載しており、株式会社M3の取扱製品やビジネスプランを理解した上で皆様が安心して参加できるよう作成したものです。製品購入及びアドバイザー登録にあたっては本書面をよくお読みになり、賛同された方のみご契約ください。また、アドバイザーとして活動を希望する方は、本書面の記載内容を遵守しなければなりません。記載内容を遵守しない場合は、除名処分や活動停止等の措置を講じることがあります。本書面に関するご質問等は、紹介者または株式会社M3カスタマーサポート（03-6809-2535）にお問い合わせ下さい。また、新規登録の際、勧誘者の言動と本書面の不一致、疑問など不明な点がある場合は、M3消費者相談ダイヤル（03-6459-0288）にご連絡ください。尚、本書面に記載された事項は2019年11月1日より施行されます。また当社は記載事項について必要に応じ、当社の専らの裁量により訂正、変更をする権利を有します。

会社概要

会社名：株式会社M3
所在地：本社・カスタマーサポート
〒105-0013
東京都港区浜松町2-1-13 芝エクセレントビル1F
TEL.03-6809-2535
FAX.03-6402-3868
消費者相談ダイヤル.03-6459-0288
代表取締役：西山 啓道
URL：http://www.m3mlm.com/

取扱製品

製品名	アドバイザー価格(税込)	ポイント
M3(サプリメント)	12,960円	100P
M5(サプリメント)	12,960円	100P
M5 1/2(サプリメント)	6,480円	50P
Miracell(2剤混合型美容液)	19,800円	150P
M Design(サプリメント)	6,480円	50P
M Dream(オールインワンジェル)	8,800円	70P
M Whip(洗顔フォーム)	4,400円	30P
White EX Gel(歯磨きジェル)10本	13,500円	50P

成分及び内容表示
「M3」マイタケエキス加工食品30ml
原材料名：マイタケエキス粉末(MDフラクション)、食品添加物用グリセリン

「M5」マイタケ加工食品90g(300mg×300粒)
「M5 1/2」マイタケ加工食品45g(300mg×150粒)
原材料名：マイタケ子実体粉末(MXフラクション)、粉末還元麦芽糖水飴、ショウガ末、微結晶セルロース、ステアリン酸カルシウム

「M Design」栗渋皮抽出物含有食品27g(300mg×90粒)
原材料名：栗渋皮抽出物、還元麦芽糖水飴、サラシアエキス末、β-ヒドロキシ-β-メチル酪酸カルシウム・一水和物/結晶セルロース、ステアリン酸カルシウム

「Miracell」2剤混合型美容液
1剤 パウダー 全成分：ヒト脂肪細胞順化培養液、プラセンタエキス、加水分解ヒアルロン酸、ヒアルロン酸 Na、水溶性コラーゲン、豚皮エキス、マンニトール、トレハロース
2剤 溶解用美容液10ml 全成分：水、グリセリン、BG、ペンチレングリコール、3-0-エチルアスコルビン酸、(カエデ樹液、クヌギ果実、イチヨウ葉、シラカバ樹液、モウソウチク茎、ヒノキ葉、マツ樹皮、

カキ葉、サクラ葉、ナンテン、クワ葉、クスノキ葉、ユーカリ葉、キリ葉、ビワ葉、ヒマワリ種子、マルメロ葉、ゴマ種子、フキ(葉、茎)、チャ葉、ホップ、カミツレ花、ヨモギ葉、ドクダミ、ユズ果実、レモン果皮、モリンガ葉)エキス、エチルヘキシルグリセリン、トコフェロール、クエン酸、クエン酸Na

「M Dreamプレミアムオールインワンジェル」ジェル状美容液45g
全成分：水、グリセリン、BG、ポリメチルシルセスキオキサン、DPG、グリコシルトレハロース、スクワラン、ペンチレングリコール、ベタイン、シア脂、コメヌカ油、加水分解コラーゲン、オリゴペプチド-24、マイタケ子実体エキス、カラスムギ穀粒エキス、グリチルリチン酸2K、ポリソルベート80、加水分解水添デンプン、フェノキシエタノール、エチルヘキシルグリセリン、カルボマー、(アクリレツ/アクリル酸アルキル(C10-30))クロスポリマー、水酸化K、EDTA-2Na、ポリソルベート60、イソステアリン酸ソルビタン、(アクリル酸ヒドロキシエチル/アクリロイルジメチルタウリンNa)コポリマー、ジグリセリン、酸化鉄、香料

「M Whip」洗顔フォーム100g
全成分：水、ステアリン酸、ミリスチン酸、グリセリン、水酸化K、プロパンジオール、ラウリン酸、酸化チタン、ジグリセリン、結晶セルロース、グリコシルトレハロース、ココイルメチルタウリンNa、コカミドプロピルベタイン、加水分解水添デンプン、ステアリン酸グリセリル(SE)、ステアリン酸グリコール、ステアリン酸PEG-150、シア脂、コメヌカ油、スクワラン、(アスコルビル/トコフェリル)リン酸K、トレハロース、プラセンタエキス、ビルベリー果実エキス、サトウキビエキス、ヒアルロン酸Na、ポリクオタニウム-51、レモン果実エキス、オレンジ果実エキス、キハダ樹皮エキス、マンダリンオレンジ果皮エキス、ウメ果実エキス、サトウカエデエキス、ヒオウギエキス、加水分解コラーゲン、レモングラス葉/茎エキス、アーチチョーク葉エキス、オリゴペプチド-24、エタノール、BG、香料

「White EX Gel」歯磨きジェル60g
全成分：水[アルカリイオン還元水]基剤)、キシリトール(香味剤)、セルロースガム(粘結剤)、ハッカ油(清涼剤)、ポリリン酸Na(コーティング剤)

記載用語

本書面に記載されている用語について、以下のように定義します。
1) 当社：株式会社M3
2) 本ビジネス：当社が主催する連鎖販売取引
3) 会員：当社に登録した4)、5)
4) アドバイザー(AD)：特定負担を購入し、ビジネス権利を持つ会員
5) ユーザー(UR)：
当社取扱製品を購入し、ビジネス権利を持たない会員(2011年12月以前に登録した会員はUMと呼ぶ)
6) レベル：会員組織における階層
7) 系列：会員組織における縦のつながり
8) ユニレベル(紹介系列)：紹介者・被紹介者でつながる組織系列
9) バイナリー系列：ユニレベルを2の倍数に配置しなおした組織系列
10) グループ：
ユニレベルあるいはバイナリー系列で本人から始まる組織(本人自身は含まない)
11) パーソナル・グループ：
本人ユニレベル傘下で、本人と同格タイトル以上のグループを除いた組織
12) リクルート：
既に登録しているアドバイザーが未登録の方に本ビジネスへの登録を促すこと
13) スポンサー：
登録を行う際に本ビジネスへの登録を促したアドバイザー
14) フロント：アドバイザーがスポンサーとなり登録した会員
15) IDNo(アイディーナンバー)：登録1名義につき1つ付与される番号
16) MP：アドバイザー登録をしたメインポジション
(IDNo下3桁が001)

17) BP：アドバイザーが追加登録をしたベースポジション
(IDNo下3桁が002以降)
18) 当月：1日から末日までの1ヶ月間
19) AS(オートシップ)：
選択した製品を毎月自動的に発送する定期購入システム
20) 下位：指定会員より下に続く組織・系列
21) 対象者：
新規登録の際に配置の基準となるポジションにいるアドバイザー
22) ポイント(P)：
製品に付属する点数で、1P=100円で換算し特定利益を集計する
23) コンプレッション：
ベーシックボーナスの集計時に、未購入会員及びトータルポイント100P未満の購入会員を対象外として次者が繰り上がること
24) ACT(アクティブ)：
当月トータルポイントで100P以上製品購入している状態を指し、特定利益取得条件の基本となる
25) 契約締結日：会員登録が完了し、会員契約が成立した日を指す

会員登録

1. アドバイザー登録条件

1) 個人の場合、23歳以上に限り登録が可能です。但し、学生は登録できません。
2) 登録の際、アドバイザー登録申請書とともに、「登録状況申告書」及び「身分証明書(写し)」の提出が必要となります。「身分証明書(写し)」とは運転免許証、健康保険被保険者証、パスポートのいずれかを指します。
3) 登録希望住所と「身分証明書(写し)」の住所が異なる場合は、登録希望住所が確認できる「公的機関発行の書類(写し)」を併せてご提出下さい。
4) 25歳以下の方は製品の配送先を登録住所以外に指定することはできません。
5) 法人の場合、代表者及び役員(代表者は23歳以上に限ります。また学生は不可とします。)名義での登録が可能です。登録の際はアドバイザー登録申請書とともに、登録する法人の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の提出(取得後3ヶ月以内のもの)、及び「登録状況申告書」、代表者「身分証明書(写し)」の提出が必要となります。
6) 日本国籍を有し、国内在住であること。
7) 外国籍の場合、日本国内の特別永住者証明書を所持しており、日本語を十分理解できること。また登録申請日以降6ヶ月以上日本に滞在し一定住所に居住していることが確実な方。尚、アドバイザー登録の際は、「特別永住者証明書(写し)」あるいは「在留カード(写し)」などの提出が必要となります。
8) 以下に定める者は、登録できません。
①反社会的勢力関係者
②破産者、成年被後見人、被保佐人
③懲役または禁固の刑に処せられた者
④国家公務員、地方公務員
⑤住所不定の者
⑥以前、登録をしており、何らかの理由で除名処分になった者
⑦クーリングオフ及び退会手続完了日の翌月から起算して6ヶ月以上経過していない者
⑧その他、アドバイザーとして適格でないと当社が判断した者
⑨日本国内金融機関に本人名義の口座を所有していない者
9) 法人登録をしている場合、その代表者及び役員は個人での登録できません。
10) 登録には特定負担として、登録料支払及び製品の購入、また当社の認定が必要です。
11) 登録資格のない者が登録していることが後に発覚した場合、発覚した時点で除名処分となります。除名となった場合、登録時に遡りボーナス受給資格を失効します。
12) 当社はアドバイザーに対し、本人確認のための書面の提出を請求する権利を有します。

2. ユーザー登録条件

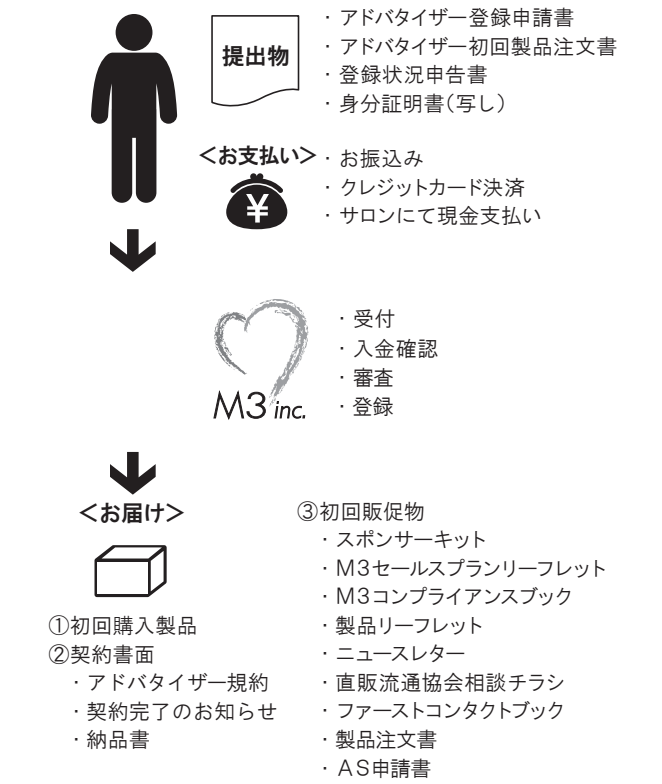
1) 20歳以上の個人に限り登録できます。
2) 登録料は無料となり、ユーザー登録申請書の提出、及び製品購入により登録できます。
3) 日本国籍を有し、国内在住であること。
4) 外国籍の場合、日本国内の特別永住者証明書を所持しており、日本語を十分理解できること。また登録申請日以降6ヶ月以上日本に滞在し一定住所に居住していることが確実な方。
5) 以下に定める者は登録できません。
①反社会的勢力関係者
②懲役または禁固の刑に処せられた者
③住所不定の者
④その他、ユーザーとして適格でないと当社が判断した者
6) ユーザーの製品配送先指定をアドバイザーの住所にすることはできません。また、振込の際は本人名義のみとします。

3. 会員の種別と特典・権利

1) アドバイザー(AD)：
①当社取扱製品の購入ができます。
②特定負担の支払いが必要です。
③取得条件を満たした場合、実績に応じてボーナス(特定利益)を取得できます。
④アドバイザーまたはユーザーをリクルートできます。
⑤BPの追加登録ができます。
※ただし、BPの追加登録をするためにはダイヤモンド以上のタイトルに昇格する必要があります。
2) ユーザー(UR・UM)：
①当社取扱製品の購入ができます。
②ボーナスを取得することはできません。
③アドバイザーまたはユーザーをリクルートすることはできません。

4. アドバイザー申請の手順と特定負担

アドバイザー登録の流れ



1) 登録の際に特定負担の支払い及びアドバイザー登録申請書・アドバイザー初回製品注文書・登録状況申告書・身分証明書(写し)の提出が必要です。
2) スポンサーから概要書面を受領し、書面及び口頭で説明を受けてく

ださい。また、内容を十分にお読み頂き、ご理解ご納得を頂いた上で申請をしてください。
※以下の項目については必ずご確認ください。

- ①本ビジネスの目的について
- ②登録料及び製品購入代金(特定負担)について
- ③登録の条件、特に学生及び22歳以下の方はアドバイザーとして登録できないこと
- ④当社の取扱製品について
- ⑤特定利益について
- ⑥クーリングオフを含む契約の解除について
- ⑦登録完了後、後日当社より登録住所または配送先住所(25歳以下は登録住所のみ)に契約書面及び初回製品が配送されること
- ⑧アドバイザー登録申請書の本人控え及び契約書面(アドバイザー規約、契約完了のお知らせ、納品書)を契約の控えとし、申請者本人が保管しなければならないこと
- ⑨ビジネス活動を行うにあたって、禁止事項・その他規約を遵守しなければならないこと

- 3) アドバイザー登録申請書・アドバイザー初回製品注文書・登録状況申告書に申請内容を漏れなく記入・自署・捺印し、身分証明書(写し)を添付し、当社カスタマーサポートまで郵送にてご提出ください。当社では、申請内容を十分に確認及び審査のうえ本登録を決定します。審査結果により登録をお断りする場合があります。
- 4) 初回購入(特定負担)は次のとおりです。(表示金額は税込金額)

コース名称	ライトコース (1P登録)	ベーシックコース (3P登録)	スペシャルコース (5P登録)
製品代金	25,920円～	51,840円～	116,640円～
登録費	3,300円		
送料	1,500円		
合計金額	30,720円～	56,640円～	121,440円～
ポイント	200P～	400P～ (MP200P) 002,003各100P	900P～ (MP300P) 002,003各200P 004,005各100P

- 5) 初回特定負担支払方法は、以下の方法があります。
- ①振込
特定負担代金を下記口座にお振込ください。尚、振込手数料は登録申請者の負担となります。振込の際はアドバイザー登録申請者名とそのIDNoを必ず入れて下さい。IDNo未入力の振込は登録に時間を要する場合があります。
例) 001234-001 東京太郎の場合⇒トウキョウタロウ1234 (最初の0と末尾の-001は不要です)
 - 三井住友銀行
銀座支店 普7857207 株式会社M3
 - ゆうちょ銀行：
記号10140 番号73460691 株式会社M3
 - ②クレジットカード決済
セキュリティ上当社ではカード情報をお預かりせず、決済代行会社(AXES Payment)のシステムを使用しています。M3カード登録専用ダイヤル(03-6832-1442)で音声ガイダンスに従いカード情報登録・8桁の決済IDを取得後、決済ID欄に記入してください。当社にて受領後、決済を行います。
※利用できるクレジットカードはVISA、MasterCard、JCBとなります。
 - ③東京・福岡のサロンにて現金支払
東京サロン及び福岡サロンでは、営業時間内の新規登録・製品購入を受け付けています。
 - 6) 登録申請書の本人控えを受取り、大切に保管してください。
 - 7) 当社による審査完了後、特定負担の入金が確認できた時点で登録手続きを行い、完了した日が契約締結日となります。契約締結日から7営業日以内に製品及び契約書面(契約完了のお知らせ、アドバイザー規約、納品書)を送送します。登録をお断りする場合、すでにご入

- 金いただいた製品代金は速やかに返金いたします。その際の手数料(600円)は負担していただきます。
- 8) 毎月の締切日
・アドバイザー登録申請書：月末日消印まで
・初回購入代金：振込の場合は月末日振込手続き分まで
クレジットカードの場合は当社月末営業日決済まで
店頭現金の場合はサロン月末営業日営業時間内支払まで
- 9) 締切日以内での申請であってもアドバイザー登録申請書・登録状況申告書・製品代金等で不備があった場合、その不備が解決され当社で登録処理が完了した日が契約締結日となります。
- 10) 登録申請書が当社へ到着してから1ヶ月以上入金の確認が取れない場合、登録申請書等は当社にて破棄させていただきます。
- 11) 登録申請者本人の都合により、初回製品のお届けができず、当社に返送された場合、再配達分の送料として1,500円をお支払いいただきます。

5. アドバイザーの有効期限について

アドバイザー資格の有効期限はありません。但し、1ヶ月間に100P以上製品購入のない期間が6ヶ月続いた場合、6ヶ月目の末日をもって自動的にアドバイザー資格を失効します。尚、資格を失効したポジションに下位系列のポジションは繰上がりません。

6. BPIについて

- 1) アドバイザーは、ダイヤモンド以上のタイトルに昇格するとBPを追加登録できます。BPを追加登録する際は、BP1ポジション毎にBP申請書の提出及び200Pの製品購入が必要です。
- 2) MPをIDNo-001 (以下001と記載) とします。また、BPはIDNo-002以降で登録順にナンバリングします。1名義につき99ポジションまでBPを登録できます。
- 3) BPのスポンサーは、本人のMPとします。またBPはスポンサーになれません。
- 4) BPはMPと同一名義として取扱います。
- 5) ボーナス集計はそれぞれのポジションにて行います。尚、各ポジションでボーナスを取得するには当該BPでボーナス取得条件を満たす必要があります。
- 6) BPのAS申込は任意です。
- 7) BPの登録情報はMPと同一とします(引落し・振込口座情報を含む)。
- 8) 1ヶ月の間に100P以上製品購入のない期間が6ヶ月続いたBPは、6ヶ月目の末日をもって自動的にそのBP資格を失効します。
- 9) MPが何らかの理由によりアドバイザー資格を失効した場合、全てのBPの資格も同時に失効します。

7. その他

- 1) 本ビジネスにおける権利の効力は日本国内に限定します。
- 2) アドバイザーは当社取扱製品を再販売できません。また、インターネット等で転売することも禁止します。
- 3) アドバイザー登録内容の変更(法人、個人)
個人登録から法人登録に変更する場合は所定の申請書とともに登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の提出(取得後3ヶ月以内のもの)が必要となります。
- 4) 名義変更
変更理由を明記した所定の申請書と必要書類を当社に提出頂き(取得後3ヶ月以内のもの)、当社が妥当と認めた場合に限り名義変更が可能です。名義変更が可能な対象者は本人の2親等までの非アドバイザーとなります。
- 5) 相続、遺贈、譲渡
アドバイザーが死亡、または成年後見制度が適応された場合、それらを証明する法的書面、および相続人との関係性を証明する法的書面とともに、必要書類を当社へ提出頂き、当社が妥当と認めた場合に限りアドバイザーの地位を相続、遺贈、譲渡することが可能です。相続人、受遺者、譲受人が既にアドバイザーであった場合は既存のアドバイザー権利を放棄する事となります。また死亡あるいは成年後見の決定から3ヶ月以内にこれらの申し出

- のない場合はそのアドバイザー権利の相続、遺贈、譲渡を放棄したものとみなし、その権利は当社に帰属します。相続、遺贈、譲渡されたアドバイザー権利のダウライン組織は如何なる理由があってもポジション変更はできません。
- 6) 上記5)により相続等が行われた後に、前アドバイザーがアドバイザー規約に違反していたことが発覚した場合は、相続したアドバイザーに対して除名、ボーナスの支払停止及び支払済みボーナスの払戻し請求等の措置を講じることがあります。
- 7) ASの口座引落し及びボーナスの振込は、アドバイザー登録申請書にて指定された口座を使用します。尚、口座引落し及び振込に使用する口座は同一とし、アドバイザー登録を行った本人名義の口座でなければなりません。
- 8) 登録したアドバイザー情報に変更があった場合は、所定の申請書に必要事項を記入の上、速やかに当社まで提出してください。
- 9) 登録を行った以後に、登録の種類は変更できません。
- 10) ①アドバイザー登録者は、同一名義でのユーザー登録はできません。
②ユーザー登録者がアドバイザー登録を希望する場合は以下の通りです。
A. ユーザー登録時と同一スポンサーでのアドバイザー登録は、即時登録が可能ですが、すでに登録済みのユーザー登録は抹消されます。新たなアドバイザーポジションは、抹消されたユーザーポジションのバイナリーマップ上左末端に配置されます。配置指定する場合は、抹消されたユーザーポジションの下層に限ります。
B. スポンサー変更を伴うアドバイザー登録は、ユーザーを退会し、6か月間の待機期間後に可能となります。

製品購入方法

製品購入方法とお届け時期及び送料一覧

購入種別	決済方法	製品お届け時期	送料	代引手数料
AS (オートシップ)	クレジットカード	毎月10日と15日ごろ発送	950円	—
	ゆうちょ 口座引落し	毎月10日ごろ発送		—
	他銀行 口座引落し	毎月15日ごろ発送		—
	代金引換	毎月10日と15日ごろ発送		440円
注文	現金支払	即時お持ち帰り可能	—	—
	振込	最大7営業日以内に発送	1,050円	—
	クレジットカード	最大7営業日以内に発送		—
	代金引換	最大7営業日以内に発送		440円

オートシップ一覧

AS種別	開始時期	引落し・決済日
ゆうちょ口座引落し	申込の翌々月以降	毎月5日 (金融機関休日の場合翌営業日)
他銀行口座引落し	申込の翌々月以降	毎月5日 (金融機関休日の場合翌営業日)
クレジットカード決済	申込の翌月	毎月6～8日頃
代金引換	申込の翌月	製品受け取り時
変更・休止・再開	AS申請書にて前月15日か20日までに申請	

※口座引落しは申込翌々月開始のため、申込翌月は代金引換にて製品をお届けします。尚、書類の提出タイミングにより、翌々月以降となる場合があることを予めご了承ください。

1. AS(オートシップ)について

- 1) ご希望の製品を毎月1回お届けする定期購入の方法をAS(オートシップ)といいます。ASの支払方法はクレジットカード・ゆうちょ口座引落し・他銀行口座引落し・代金引換のいずれかになります。

- クレジットカード及び代金引換はAS申込翌月から開始、口座引落しは原則AS申込翌々月から開始します。(申込書類の提出時期により、AS開始時期が遅れる場合があります。)尚、口座引落しをお申込みの場合、引落しが開始されるまでの期間は代金引換で発送いたします。その際の代引手数料440円はアドバイザーの負担となります。尚、代金引換で購入の場合はその製品を受け取った日がポイント計上月となります。
- 2) クレジットカードの場合は、毎月6～8日頃決済を行います。口座引落しの場合、自動払込利用申込書(ゆうちょ)、預金口座振替依頼書(銀行)で指定された口座から毎月5日に引落しを実施します。但し、5日が金融機関休業日の場合は翌営業日に実施します。
- 3) 製品は口座引落しの完了を確認した日から7営業日以内に発送します。クレジットカード支払の場合は、毎月10日または15日のいずれかに発送します。
- 4) 口座引落し、クレジットカード決済が2ヶ月連続で行えなかった場合、AS中止処理を行います。尚、この際にAS中止処理を行う旨の通知はいたしません。
- 5) ASの変更・中止・再開を希望する場合は、変更・中止・再開を希望する月の前月以下日付までにオートシップ申請書でお申し出ください。ゆうちょ引落し、クレジットカード、代金引換：前月20日
他銀行口座引落し：前月15日
尚、AS内容変更の場合、前月までのAS内容は破棄されます。
- 6) アドバイザー本人の都合により(長期不在・移転・受取拒否等)製品のお届けができず、当社に返送された場合は、製品をお預かりし、書面にて通知いたします。再配達の場合は、再配達分の送料として1,050円をお支払いいただきます。尚、製品返送日から120日間連絡がつかない場合は、廃棄処分とさせていただきます。
- 7) 代金引換で注文の製品が当社に返送された場合、次回からは代金引換による発送は行いません。次回の注文は代金引換以外の支払方法で購入して頂きます。
- 8) 発送は1つのIDにつき1梱包送料950円となります(BP分は同梱いたします)。
- 9) 1つのポジションで200ポイント以上購入の場合は、送料無料でなります。
- 10) クレジットカードは注文者本人名義のカードのご利用に限ります。

2. 注文について

- 1) AS以外で製品を購入する際は以下の方法でご注文下さい。

注文方法	支払方法
電話 (注文ダイヤル：03-6435-6311) 月末は最終営業日19時まで受付	振込 (月末日振込手続き分まで当月扱い)
	カード決済 (注文時にカードの決済IDが必要)
FAX (FAX番号：03-6402-3868) 月末日まで受付	振込 (月末日振込手続き分まで当月扱い)
	カード決済 (注文書にカードの決済IDが必要)
	代金引換 (月末日までの製品受取が当月扱い)
Webメンバーズページ http://www.m3mlm.com/	カード決済 (月末日まで受付)
東京・福岡サロン	現金支払のみ (サロン最終営業日まで)

- 2) 注文時の注意点
- ①振込：当社指定口座に購入代金をお振込下さい。振込手数料はアドバイザーの負担となります。振込の際は購入者名とそのIDNoを必ず入力してください。IDNo未入力の振込みは、発送が遅れる場合があります。ポイント計上日は注文書と入金を確認できた日となり、当月内に振込がない場合はキャンセル扱いとなります。
 - ②代金引換：製品受取時に購入代金をお支払い下さい。代金引換

- 手数料（440円）はアドバイザーの負担となります。製品を受け取った日がポイント計上日となります。月末日までに製品をお届けするため、当月内の締め切りを25日注文分（当社休日の場合前営業日）までとします。
- ③クレジットカード：カード決済代行会社（AXESPayment）にて8桁の決済ID取得をお願いします。注文の際には、必ず決済IDの申告が必要です。クレジットカードは注文者ご本人名義のカードのご利用に限りします。
- ※利用できるクレジットカードはVISA、MasterCard、JCBとなります。
- ④注意点：事前決済後、製品のサロン受取を選択された場合、受取期限はご注文日より3営業日以内です。期限内に受取がない場合には、送料着払いにて配送させていただきます。
- 3）製品の発送
- ①振込：注文書到着及び入金確認後7営業日以内
- ②代金引換：注文書確認後7営業日以内
- ③クレジットカード：注文書確認後7営業日以内
- 4）AS製品との同梱はお受けできません。
- 5）長期不在、移転、受取拒否等、アドバイザーの都合により製品が当社に返送された場合は、「製品購入方法 1. ASについて6）、7）」に準じます。
- 6）1つのIDにつき1梱包となりますので、送料はIDごとにご負担頂きます。（BP分は同梱いたします）

3. アドバイザーページ及び組織図の発行

- 1）組織の構築状況・グループの購入状況・ボーナス明細・当社からの最新情報等の確認を行う場合は、WEBアドバイザーページをご覧ください。閲覧のためのWEBID、WEBパスワードは、「契約完了のお知らせ」に記載されています。
- 2）組織図において個人情報の開示を承認していないアドバイザーの氏名は*****で表記し、氏名を公開しません。
- 3）組織図の発行は、組織図注文書をFAX、または郵送でお申込みください。
- ※組織図は注文者本人のグループについてのみ発行します。
- 4）組織図の発行代金は以下の通りとします。尚、郵送の場合は別途370円がかかります。

発送方法	代金	発送先
FAX	55円／1ページ	登録FAX番号
郵送	55円／1ページ	指定配送先住所

- 5）組織図は、組織図注文書がカスタマーサポートに到着した日から3営業日以内に発行します。
- 6）組織図発行代金は、回目のボーナス支払時に精算します。尚、支払明細上マイナスが生じたときは、振込による支払いを依頼する場合があります。支払いいただく場合は書面により通知を行いますので、当社が書面にて指定した期日までに当社指定口座へ振込ください。また、振込手数料はアドバイザーの負担となります。

ボーナス制度（特定利益）

※専門用語が多数ありますので、前述の「記載用語」を参照しながらお読みください。

1. ボーナス規定

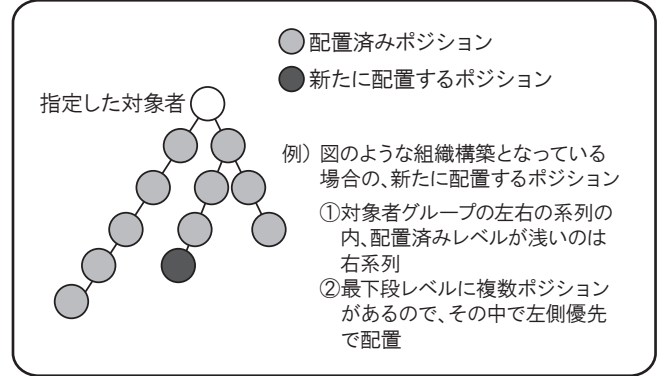
- 1）ボーナスは毎月月末で締め、翌月25日に指定口座へ振込みます。尚、ボーナス支払日が金融機関休業日にあたる場合は、金融機関の翌営業日に支払います。
- 2）ボーナスは製品に設定されたP（ポイント）を基準とし集計します。尚、集計されたボーナスは税込金額とします。
- 3）ボーナスを取得するためには、当月において本人のMPがACTかつ各ボーナスの取得条件を満たしている必要があります。
- 4）ボーナスは、同一名義（MP及びBP）での振込対象額合計が5,000円以上となった際に、MP・BP合算で支払います。尚、振込対象

- 額が5,000円未満の場合は翌月へ繰越し5,000円以上になった時点で支払います。振込対象額は繰越金額＋当月ボーナス額＋その他調整額の合計とし、事務手数料を差引く前の金額とします。
- 5）上記4）によりボーナス支払が発生した場合、ボーナス明細書を発行します。
- 6）ボーナスは事務手数料を差引いた額を振込みます。事務手数料は、銀行が900円、ゆうちょ銀行が800円となります。
- 7）同月のボーナス支払金額が12万円を超える場合は源泉徴収を行います。但し、法人登録の場合は税務申告を行っているものとして源泉徴収を行いません。
- 8）ボーナス支払後に返品・解約等が発生し過剰支払となったボーナスは、回目のボーナス支払時に相殺します。尚、支払明細上マイナスが生じた際は振込による支払いを依頼する場合があります。支払いいただく場合は書面により通知を行いますので、当社が書面にて指定した期日までに当社指定口座へ振込ください。また、振込手数料はアドバイザーの負担となります。

2. 組織構築方法

組織とは会員登録のつながりにより構築されるマップのことです。本ビジネスにおける組織は下記1）、2）の2種類です。また各組織の構築方法は下記の通りとします。

- 1）ユニレベル（紹介系列）組織：
- スポンサーのレベル1（直下）に本人のフロント（直紹介者）が配置されます。
- 2）バイナリー組織：
- 2の倍数で組織図が構成されます。3人目以降のフロントは、スポンサーのレベル2以下に配置されます。
- ①対象者指定：
- 新たにリクルートした会員のポジションを指定し、配置することが出来ます。スポンサーは新規会員を、登録時に対象者の左右を指定することにより、希望するポジションの最下段に配置することが出来ます。
- ②自動付け：
- 新たにリクルートした会員のポジションを指定しない場合は自動付けとなります。自動付けの場合は左右系列の配置済みポジションの、短い系列の最下段左側に配置されます。配置済みポジションの系列の長さが同数の場合は最下段の左側優先で配置されます。



3. ペーシックボーナス

- 1）レベルカウントの対象となる売上：定期購入・注文ポイント
- 2）取得条件：
- ①自身が当月ACTなADであること。
- ただし、BPで取得する場合はMPおよびBPがACTであること。
- ②①に加えて自身のフロントADが当月左右系列に各々1名以上存在すること。
- 3）対象組織：バイナリー
- 4）集計方法：
- 傘下グループで対象の購入Pを左右各100P以上達成したレベル毎に、下表の単価・5）レベルマッチ詳細のとおり支払います。BPが取得対象の場合、ACTフロント人数と2）②はMPの実績で判断します。
- ①当月に発生したポイントは翌月に繰り越しません。

- ②当月のACTフロント人数に本人のBPは含まれます。
- ③当月のACTフロント人数には、解約者は含まれません。
- ④自身のフロントUR製品購入総計が200Pで1ACTと集計します。（UMは100Pで1ACTと集計します。）
- ⑤UR・UMのポジションで購入したポイントはレベルカウントに含まれます。
- ⑥初回またはBP追加登録月度内に購入したポイントはレベルカウントに含まれます。

MPボーナス単価

当月ACTフロント数	自身の当月購入ポイント	各レベルボーナス額
2ACT	100P～700P以上	5,000円～35,000円
3ACT		6,000円～42,000円
4ACT		7,000円～49,000円
5ACT以上	100P	7,000円
	150P～700P以上	10,000円～70,000円

BPボーナス単価

MP当月ACTフロント数	自身(MP)の当月購入ポイント	自身(BP)の当月購入ポイント	各レベルボーナス額
2ACT	100P～700P以上	100P～700P以上	5,000円～35,000円
3ACT			6,000円～42,000円
4ACT			7,000円～49,000円
5ACT以上	100P		10,000円～70,000円
	150P～700P以上		

5）レベルマッチ詳細：

- ①レベルをカウントする際は、自身の購入ポイントを基準にバイナリー組織上で、「100P以上（100P未満コンプレッション）」、「200P以上（200P未満コンプレッション）」、「300P以上（300P未満コンプレッション）」、「400P以上（400P未満コンプレッション）」、「500P以上（500P未満コンプレッション）」、「600P以上（600P未満コンプレッション）」、「700P以上（700P未満コンプレッション）」の7種類のレベルマッチを計算、およびコンプレッションをしたうえで、それぞれ一番長いラインを算出します。
- ②①を満たした左右ラインのポイントについてマッチング（同レベルに存在）した分を、1レベルとしてカウントします。
- ③フロント人数が5ACT以上でも、MPの購入が150Pに満たない場合、各レベルに対して取得できるボーナス額は4ACTの場合と同額になります。
- ※自身の購入ポイントにより、レベルマッチは複数対象となります。
- 6）CAP（キャップ）調整：当月の支払額合計が当月会社総売上ポイントの50%（支払上限）を超えた場合は、当該ボーナス取得者に対して均等に調整します。

4. タイトル

- 1）取得対象者：当月ACTであるAD
- 2）当月の実績に基づきタイトルを取得します。タイトルの種類は以下のとおりです。
- ①冠タイトル：過去において昇格した最高位のタイトル
- ②実績タイトル：当月の実績に基づいて昇降格するタイトル
- 3）タイトルは当月の実績により集計時に昇降格が決定します。
- 4）当月グループポイントに本人MPの購入ポイントは含みません。ただし、本人のBPポイントとユーザーの購入ポイントは含まれます。
- 5）ACTフロント人数に解約者は含まれません。
- 6）フロントユーザー（UR）の製品購入総計が200Pで1ACTと集計します。
- 7）タイトル昇格条件は以下の通りです。

タイトル：ブロンズ(B)

- ①自己購入100P
- ②当月ACTフロント人数が3名以上、かつバイナリー系列上左右

- 各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、当月グループポイントが2,000P以上。ただし、ユニレベル組織内に当月実績においてブロンズ以上のタイトル者がいた場合、パーソナルポイントで1,000P以上が必要。ただし、上記系列を2系列以上保持する場合は、パーソナルポイントでの1,000Pは必要としない。

タイトル：シルバー(S)

- ①自己購入150P
- ②当月ACTフロント人数が5名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、当月グループポイントが4,000P以上。ただし、ユニレベル組織内に当月実績においてシルバー以上のタイトル者がいた場合、パーソナルポイントで2,000P以上が必要。ただし、上記系列を2系列以上保持する場合は、パーソナルポイントでの2,000Pは必要としない。

タイトル：ゴールド(G)

- ①自己購入150P
- ②当月ACTフロント人数が5名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、当月グループポイントが8,000P以上。ただし、ユニレベル組織内に、当月実績においてゴールド以上のタイトル者がいた場合、パーソナルポイントで2,500P以上が必要。ただし、上記系列を2系列以上保持する場合は、パーソナルポイントでの2,500Pは必要としない。

タイトル：ダイヤモンド(D)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が5名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、当月グループポイントが15,000P以上。ただし、ユニレベル組織内に、当月実績においてダイヤモンド以上のタイトル者がいた場合、パーソナルポイントで5,000P以上が必要。ただし、上記系列を2系列以上保持する場合は、パーソナルポイントでの5,000Pは必要としない。

タイトル：エグゼクティブダイヤモンド(EXD)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が5名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、当月グループポイントが25,000P以上。
- ④ユニレベル組織内に当月実績においてダイヤモンド以上のタイトル者が1名以上いる系列を1系列以上かつ、パーソナルポイントで5,000P以上が必要。ただし、上記系列を2系列以上保持する場合は、パーソナルポイントでの5,000Pは必要としない。

タイトル：ダブルダイヤモンド(WD)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が7名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、D以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を2系列以上保持し、かつ当月グループポイントが40,000P以上あること。

タイトル：トリプルダイヤモンド(TD)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が10名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT（AD）が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、D以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を3系列以上保持し、かつ当月グループポイントが60,000P以上あること。

タイトル：クラウン(C)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が10名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT(AD)が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、WD以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を3系列以上保持し、かつ当月グループポイントが150,000P以上あること。または、ユニレベル組織において、D以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を6系列以上保持し、かつ当月グループポイントが120,000P以上あること。

タイトル：クラウンアンバサダー(CA)

- ①自己購入200P
- ②当月ACTフロント人数が12名以上、かつバイナリー系列上左右各々に最低1名以上のフロントACT(AD)が存在すること。
- ③ユニレベル組織において、TD以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を3系列以上保持し、かつ当月グループポイントが500,000P以上あること。または、ユニレベル組織において、D以上の当月実績タイトル者が1名以上いる系列を9系列以上保持し、かつ当月グループポイントが300,000P以上あること。

8)コンプライアンスセミナー受講義務
シルバー以上のタイトルに昇格した場合、会計年度内(4月1日～翌年3月末日)にコンプライアンスセミナー受講が必須となります。受講なき場合、翌年度よりタイトル資格は剥奪される場合があります。

5. シルバー昇格祝い金

新タイトルとしてシルバーに昇格した月に、10,000円を支払います。

6. アシストボーナス

- 1)取得条件：当月実績タイトルがゴールド以上であること
- 2)対象組織：ユニレベル(紹介系列)
- 3)集計方法：
 - ①当月のアシストポイント3ポイント毎に5,000円を支払います。
 - ②アシストポイントとは、当月新規AD登録者のライトコースを1ポイント、ベーシックコースを3ポイント、スペシャルコースを6ポイントとします。
 - ③アシストポイントは、ユニレベル上で最も近い実績ゴールド以上のタイトル者に加算されます。
 - ④当月余ったアシストポイントは翌月に繰り越しません。

7. アクティブリーダーシェアリングボーナス(ALSB)

- 1)還元率：当月会社総売上ポイントの20%から、シルバー昇格祝い金、アシストボーナス支給額合計を差し引いた金額を元に還元率を設定します。(還元率は毎月変動します)
- 2)取得条件：
 - ①当月実績タイトルがダイヤモンド以上であること
 - ②LOI (letter of intent)を提出し、当社が認定していること
- 3)認定方法：
 - ダイヤモンド昇格時、当社にLOIを提出していただきます。
 - 昇格した月を含む会計年度中は、2)を満たしていれば取得でき、次年度を認定期間とします。
 - LOIの内容は、
 - ①アドバイザー規約を遵守し常にアドバイザーのお手本となる行動をとること。
 - ②会社が主催するコンプライアンスセミナーに最低年1回参加すること。
 - ③後述の認定期間内に6ヶ月以上実績タイトルがダイヤモンド以上であること。(連続していなくても良い。)
 - ④自身のグループへのフォローを積極的に行いグループの活性化を図ること。また、グループ内で消費者問題が発生した場合、責任をもって解決に努めること。
 - ⑤コンプライアンス遵守に努めること
 - ⑥M3のビジネスに集中し同業他社及び類似するビジネスを積極的に行わないこと。またM3のアドバイザーをそのビジネスに

勧誘しないこと

となり、各項目に同意誓約していただきます。LOIはアドバイザーページ内からダウンロードし、昇格時までに当社にご提出ください。LOI提出後、当社の認定書送付をもってボーナス取得条件が満たされます。

- 4)認定期間：
 - 実績ダイヤモンド昇格後の認定期間は、会計年度(4月1日～翌年3月末日)毎とし、自動更新となります。尚、年間の活動実績で当社が判断し認定に漏れた場合、自動更新を取り消します。①②④⑤⑥を満たしていない場合、翌会計年度の1年間、ALSBの受給資格はありません。③を満たしていない場合、翌会計年度の1年間、持ち点数を50%に減点して計算します。(例：基本持ち点数・育成加算点数合計50点のALSB取得対象者が③未達成の場合、持ち点を25点と判断し計算する。)取り消した場合、翌会計年度の1年間LOI内容を遵守したと当社が判断したのち、翌々年の会計年度から復活としボーナス取得ができます。また期間内であっても、LOI内容を遵守しなかった場合、認定を取り消すことがあります。

- 5)集計方法：
 - 1)で算出した金額を当月のALSB取得対象者総点数で割り、1点当たりの単価を算出、各々の持ち点数に応じて分配します。自身の持ち点数は、実績タイトル毎の基本点、グループポイントの加算点、育成加算点の合計とします。育成加算点は、紹介系列上における実績ダイヤモンド以上でコンプレッションした組織において、下表のとおり配点します。また、自身より上位の実績タイトル者の系列以下は、次の割合で調整します。
 - ・自身より1タイトル上 → 育成加算点の50%を加算
 - ・自身より2タイトル上 → 育成加算点の25%を加算
 - ・自身より3タイトル上 → 育成加算点の15%を加算
 - ・自身より4タイトル以上 → 育成加算点の5%を加算

基本持ち点数

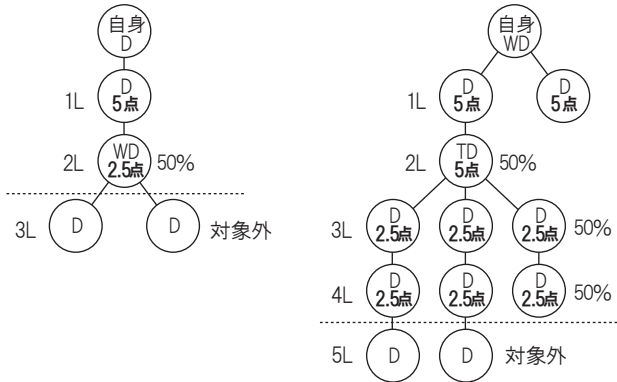
	D	EXD	WD	TD	C	CA
基本 持ち点	20点	25点	30点	50点	70点	100点
グループ ポイント 加算点	20,000P	30,000P	50,000P	80,000P	200,000P	600,000P
	2点	3点	4点	6点	15点	20点
	30,000P	40,000P	60,000P	90,000P	400,000P	700,000P
	3点	4点	6点	9点	18点	30点
				100,000P	500,000P	800,000P
				12点	25点	40点
						900,000P
						50点

育成加算点数

自身	D					EXD					WD									
育成者	D	EXD	WD	TD	C	CA	D	EXD	WD	TD	C	CA	D	EXD	WD	TD	C	CA		
1L	5点						5点	7点					5点	7点	10点					
2L																				
3L																				
4L																				

自身	TD						C						CA						
育成者	D	EXD	WD	TD	C	CA	D	EXD	WD	TD	C	CA	D	EXD	WD	TD	C	CA	
1L	5点	7点	10点	15点			5点	7点	10点	15点	20点		5点	7点	10点	15点	20点	30点	
2L																			
3L																			
4L																			
5L	2点	3点	4点	8点				2点	3点	4点	6点	10点		2点	3点	4点	6点	10点	15点
6L																			
7L							2点	3点	4点	6点	10点		2点	3点	4点	6点	10点	15点	
8L																			
9L																			
10L																			
11L																			
12L																			

例)育成加算点数



8. ボーナス調整

- 1)返品・解約・クーリングオフ等によりボーナスの調整が必要となった場合は、以下の通りボーナス調整を行います。またボーナス調整に記載される用語について以下のように定義します。
 - マイナス売上：返品・解約・クーリングオフの対象となった売上
 - マイナス売上P：返品・解約・クーリングオフの対象となったポイント
 - マイナス会員：返品・解約・クーリングオフを行った会員
- ①100P以上のマイナス売上Pが発生したことにより、マイナス会員及びアップラインに対する支払済みボーナスの過払いが生じた場合は、次回ボーナス発生時に下表の通りに差し引きます。
- ②初回製品のマイナス売上に発生した場合、マイナス売上P数に関わらず登録不履行とみなします。これによりマイナス会員およびアップラインに対するボーナスの過払いが生じた場合は、次回ボーナス発生時に下表の通り差し引きます。

アシストボーナス	お支払いした金額を差し引きます
ベーシックボーナス	お支払いした金額を差し引きます
アクティブリーダー シェアリングボーナス	該当の紹介系列ダイヤモンド以上 4レベルから一律500円ずつ差し引きます

- ③製品のお届けができず当社に返送されてきた場合、理由の如何を問わずペナルティとして紹介系列上位者のボーナスより1件につき1,500円の調整金が発生する場合があります。

倫理綱領

1. 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為

本ビジネスの説明・勧誘・契約の締結を行うにあたって、以下の事項を行うこと及び以下の事項を教唆することは禁止事項となっています。禁止事項を行った場合は、その行為者が法律により罰せられます。

- 1)勧誘に先立ち、勧誘の相手方に以下の事項を明示しないこと
 - ①当社の名称
 - ②スポンサーの氏名
 - ③特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘する目的である旨
 - ④本ビジネスに係る製品の種類
- 2)以下の事項について不実告知(事実でないことを告げる)や、事実不告知(故意に事実を告げない)となる行為。また以下の事項について、書面及び口頭にて説明を行わないこと
 - ①製品の種類、品質等
 - ②製品の販売価格
 - ③製品代金の支払時期及び支払方法
 - ④本ビジネスの条件とされる特定負担
 - ⑤本ビジネスの契約解除(クーリングオフを含む)
 - ⑥当該売買契約の申込の撤回または当該売買契約の解除に関する事項

- ⑦本ビジネスに係る特定利益
- ⑧顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情(契約を結ぶ動機)に関する事項
- ⑨その他、本ビジネスに係る事項であって、相手方の判断に影響を及ぼす重要な事項
- 3)契約を締結させるため、または契約の解除を妨げるため、相手方を威迫し、困惑を与える行為
- 4)契約の解除を妨げるため、相手方に不実告知または事実不告知を行うこと
- 5)概要書面を交付しないこと
- 6)概要書面のスポンサー記入欄にスポンサーの氏名・住所・連絡先を記載しないこと、または虚偽の記載をすること
- 7)当社取扱製品の案内、説明会等の催事への参加を強要すること
- 8)勧誘目的を明示せず、一般の人が出入りししない場所で勧誘すること
- 9)登録申請書に虚偽の記載を行うこと
- 10)稀有な成功例や非現実的な収入例を引用し、あたかも確実に成功するかの如き印象を与えて勧誘すること
- 11)請求・承諾のない者に対してのメール及びSNSによる勧誘行為
- 12)22歳以下の者及びその他の者の判断力不足に乘じ、契約を締結させること
- 13)明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること

2. 当社が定める禁止行為

以下の事項は当社が定める禁止行為であり、アドバイザー本人が行うことはもちろんのこと、他のアドバイザーを教唆することも禁止します。

- 1)アドバイザー登録条件を満たさない者に対し、アドバイザー登録を働きかけること
- 2)明らかにビジネス活動ができない方を勧誘及び契約を締結させること
- 3)消費者金融等の利用による製品購入を勧めることや、アドバイザー間で金銭の貸借を含む融資の斡旋を行うこと
- 4)アドバイザー登録の意志がないと既に表明している方に、長時間に亘り、強引に説得を行うこと
- 5)夜9時以降の深夜、あるいは朝8時以前の早朝に相手の同意なしにビジネス活動を行うこと
- 6)射幸心をあおる話し方をしたり、成功の困難さを言及せずにビジネス活動を行うこと
- 7)「絶対儲かる」「必ず成功する」「月収〇〇万円以上は確実に得られる」「紹介活動だけで簡単に収入が得られる」「1ヶ月続ければサラリーマンには絶対に手にできない収入が得られる」等、あたかも参加するだけで必ず利益が発生するかのごとく誇大表現をすること
- 8)ボーナス明細を見せて勧誘すること
- 9)「消費者庁が認可したビジネスである」等、あたかも公的機関から何らかの承認を受けているかのように勧誘を行うこと
- 10)心理的、精神的不安状態に陥らせる等の行為をもって勧誘すること
- 11)道路その他の公共の場所において、相手方の進路に立ちふさがり、または相手方につきまとい勧誘すること
- 12)道路、公共機関、民間施設等でのキャッチセールスやビラ配り等を行うこと
- 13)ビジネスへの参加に係る契約を締結する場合に、本ビジネス参加者にとって不当に不利益になる特約を規定すること
- 14)ビジネスプランとして認められていない事項を、ビジネス参加者が本人の裁量で取引の相手方に口頭で約束すること
- 15)アドバイザーが当社の役員、従業員と名乗ること(アドバイザーは独立した事業主とします)
- 16)アドバイザー登録条件を満たさない者及び未登録の者が、アドバイザーの従業員となり実質的にビジネス活動をすることや、アドバイザーの権利を享受すること
- 17)代筆、名義の貸借、架空名義、相手に無断での書類作成、虚偽事項の記載を行うこと
- 18)本ビジネスの契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること及び芸名・ペンネーム・通称等、運転免許証等の公的書類と異なる名義での申込をすること

- 19) 登録申請書の本人控を、申請者本人に渡さないこと
- 20) アドバイザーが当社の承認無しに、名称やロゴ・商標・著作物をコピーや転写すること及び資料・文書・名刺等を作成すること
- 21) アドバイザーが、当社の承認を得ずに、雑誌・出版物・インターネット・ラジオ・テレビ・折込広告・DM等のメディアを用いて、本ビジネスの宣伝広告を行うこと
- 22) アドバイザーが、勧誘のためにSNS・メールを送信すること
- 23) 本書面及び当社の発行する書面の内容を改ざんすること
- 24) 当社が発行する書冊、カタログ、資料以外の、各アドバイザーが任意で作成した補助用品に誇大表示をすること及びそれを使用し勧誘すること
- 25) 当社主催の大会、説明会等において、当社の許可無く録画・録音すること
- 26) 当社が指定する名刺以外を使用して、本ビジネスのアドバイザーであることを語ること
- 27) 各種セミナー及び研修等において、事前に当社が承認した場所を除き、他の組織、製品の説明、勧誘及び販売等を行うことや、アドバイザー間で他社MLM等の勧誘活動を行うこと。また、同業他社でのコンサルタント業務やセミナー講師などをすること
- 28) M3で知り得た情報をM3以外のビジネスに利用すること
- 29) アドバイザーが会員組織の中に特定派閥を設け、互いの利益を損ねたり、攻撃したりすること
- 30) 当社及び本ビジネス、他の会員のイメージを傷つける行為
- 31) その他、公序良俗に反する行為をすること
- 32) その他、著しく当社及び他の会員に対して不利益をもたらすと思われる発言、行為をすること
- 33) 当社取扱製品を再販売すること（インターネットを含む）
- 34) クロスリクルート：

アドバイザーが同業他社及び類似するビジネスを他のM3会員に紹介する事を禁止します。紹介とは直接、間接を問わず、製品の斡旋、販売及びビジネスの勧誘、奨励、登録等を行うこと、また行おうとすることです。同様にM3ビジネスの活動を中止するよう働きかける事も禁止します。また、同業他社で家族等の名義で登録をした場合でも実際の活動者がM3のアドバイザーであると思われた場合は、自身と同様と判断します。さらに、既にM3に登録をしている会員に自分の組織(グループ)に加わるよう働きかけたり、他のラインへの移動を推奨する事も禁止します。尚、クロスリクルートはM3ビジネスに多大な影響を及ぼすものであり、問題が発覚した時点で、被害を最小限に抑えるため、当社の専らの裁量により、当該アドバイザーに対して除名処分を含む厳重な措置を講じます。

3. アドバイザーの責務

アドバイザー登録をすれば、必ずアドバイザーとしてのビジネス活動をしなければならないという義務はありません。但し、ビジネス活動を行う際は、概要書面・契約書面の内容に基づき、すべての規定を遵守しなければなりません。また、特定商取引に関する法律・薬機法・個人情報保護法・所得税法等その他関連法規及び公序良俗に反する方法で、ビジネス活動を行うことはできません。

- 1) アドバイザーは、本書面の内容を理解した上で、正しいルールに基づき、アドバイザーとしての自覚と誇りをもって、健全なビジネス展開を行ってください。
- 2) ビジネス活動において、本人の氏名・住所・連絡先を明記した概要書面を交付し、本ビジネスの内容について書面及び口頭で十分に説明を行ってください。
- 3) 契約に関する重要事項は、必ず相手方に説明し、理解、納得を得てください。
- 4) アドバイザーは、下位系列の会員に対して、契約の内容及び条件ならびに関連法規等の適切な理解を促し、確実に遵守するように指導してください。
- 5) アドバイザーは、利益や成功を保証されるものではなく、本人の努力の結果、すなわち実績に応じて利益が得られます。よって、いかなる形態においても所得の保証はなされません。
- 6) アドバイザーは独立した事業主であり、本人の事業に関する決定

事項や収入、支出に対しての責任を負わなければなりません。

- 7) ビジネス活動に伴い、紛争が生じた場合は、その解決方法等はすべて当社の指示に従っていただきます。
- 8) ビジネス活動に伴い、会員登録希望者、会員及び第三者からの苦情または解約等の消費者問題が発生した場合、当該ビジネス活動を行ったアドバイザー及びそのアドバイザーを指導、管理、監督すべき立場にあるアドバイザーは、すべてその責任と費用で解決し、当社には何らの迷惑もかけないことを確約し保証するものとします。
- 9) アドバイザーは、日本国内で定められている特定商取引に関する法律・所得税法等の関連法規を含むあらゆる法律及び規則を遵守しなければなりません。
- 10) アドバイザーは、日本国内で定められている税法に従い、納税しなければなりません。
- 11) アドバイザーは、本ビジネスによって得た所得を、所得税法に従い毎年確定申告をしなければなりません。また当社から「確定申告の写し」の提出を求められた場合は、2週間以内に必ず提出しなければなりません。
- 12) アドバイザーは、当社が主催する各種会合・イベント・研修・セミナー等に参加する場合は、当社が事前に承認した場合を除き、男女を問わずビジネスに相応しいスタイルでの参加を義務とします。
- 13) アドバイザーが、本ビジネス以外の職に就いている場合は、当然ながらその就労上の規則等を遵守しなければなりません。
- 14) アドバイザーが亡くなった場合に限り、亡くなった日より3ヶ月以内に、当社に書面で届け出、当社の承認を得ることで、非会員がアドバイザー資格を相続できます。但し、いかなる場合も当社及び相続人の合意の下で権利義務を相続するものとし、アドバイザー間の争議、紛争については、当社は一切関与しません。
- 15) 本ビジネス及び製品について、当社に直接問い合わせがあった場合は、当社は以下のとおり対応します。
- ①問い合わせ者が、アドバイザーより本ビジネスについての情報を得ていた場合は、その情報を伝えたアドバイザーに依頼します。
- ②問い合わせ者が、本ビジネスについて知り得た情報源を確認できない場合は、地域・年齢等を公平に考慮し、アドバイザーに依頼します。

4. 再登録

アドバイザーは、クーリングオフを含む契約の解除を行った場合や、アドバイザー資格を失効した場合、退会月または失効月の翌月から6ヶ月の待機期間を経たのち再登録することが出来ます。尚、この待機期間中はM3ビジネスを一切行うことはできません。この場合のビジネスとはリクルート活動、各種ミーティングへの参加、他の会員のサポートなどM3に関わる一切の行動をさします。待機期間中にこれらの活動があったと判明した場合、待機期間が延長されることがあります。

5. 返品・交換

未使用製品に瑕疵等がある場合は返品・交換対応をいたしますので、当社まで速やかにご連絡ください。退会に伴う返品規定については、後述「契約の撤回2. 退会」をご覧ください。

6. 罰則規定

当社の審査により、アドバイザーが以下の事項のいずれかに該当する、または該当事由の発生に指導、管理、監督責任があると判断した場合は、諸般の事情を考慮した上で以下のいずれかの処分または複数の処分に付することが出来るものとします。

1. 除名処分
2. アドバイザー資格停止処分
3. ボーナスの減額及び支払の停止処分
4. 戒告等の懲戒処分
5. 注意・警告
6. 罰則としてのボーナス相殺・アドバイザー資格の停止の場合、該当する事由が解消されたとき当社が判断した際に、当該アドバイザーの資格を再承認する場合があります。アドバイザー資格を停止、取消しさ

れている間に発生しているボーナスは、いかなる理由であっても、当社に請求できません。1. 除名処分、4. 戒告等の懲戒処分となったアドバイザー資格（当該ポジション）の全ての権利は株式会社M3に帰属し、株式会社M3が管理するものとします。また、以下の事由により当社が損害を被った場合は、当該アドバイザーには当社に対し損害を賠償して頂きます。また当該アドバイザーを指導、管理、監督すべき立場にあるアドバイザーは、問題解決に当たり、当社に協力して頂きます。尚、本条項はアドバイザー資格喪失後も有効とします。

- 1) 当社の定める禁止事項、規約、概要書面の条項に違反した場合
- 2) 当社の定めるアドバイザーの責務を怠った場合
- 3) 特定商取引法に関する法律及び関連法規及び公序良俗に違反した場合
- 4) 各種セミナー及び研修等において、薬機法に反して効果機能を誣い当社取扱製品の説明を行った場合
- 5) 消費生活センター及びその他公的機関の指導を受ける等の消費者問題を引き起こした場合
- 6) 会員間で金銭問題、異性問題等の重大な紛争を引き起こした場合
- 7) アドバイザーとしての品位を傷つけ、適正を欠くと当社が判断した場合
- 8) クロスリクルートをした場合
- 9) 公序良俗に反する発言、行為をしたとき当社が判断した場合
- 10) その他、アドバイザーとして相応しくない発言、行為をしたとき当社が判断した場合

7. 契約違反調査及び手続き

当社はアドバイザーに対し、契約違反と疑われる行為や契約違反の報告があった場合、もしくは当社がそう判断した場合には、その旨を正式な書面によって、本人に通知します。アドバイザーは、アドバイザーと当社の関係があくまで「契約」に基づいたものであることに同意することとします。当社はアドバイザーに書面で通知し、その書面の日付から14日間、また法律で定められた場合はその特定の期間、通知内容に対する本人の見解を述べる機会を与えます。通知を受けたアドバイザーは書面にて本人の見解を、通知を受けた14日間以内に当社に対して通知することができます。その期間内に、当社に書面が届かない場合は、当社からの通知内容を承認したものとし、当社が下す決定に対し承諾したものとします。当社はその通知を出してから最終的な決定を下すまで、そのアドバイザーの活動(製品の購入、リクルート、ボーナス受給、その他のアドバイザーの権利に関わる事項の変更など)を停止する権利を有します。あらゆる経緯で入手した情報、当社の調査により判明した事実、及び通知内容への見解を述べるために与えた期間内にアドバイザーから提出された情報に基づき、判断します。措置の内容は、それぞれの事例において、該当の違反内容と過去の違反歴を考慮し、ボーナスの減額、アドバイザー資格の停止、取消し等、最終的な決定を行います。当社は遅滞なく、アドバイザーに決定内容を通知し、いかなる措置も決定通知の日付をもって有効とします。資格停止期間中及び、取消し以降はボーナス他各種の権利は全て停止または取消しとなります。資格停止の場合、停止期間が終了した後、資格停止期間中の権利が復活される場合があります。あるアドバイザーのパートナー(配偶者、これに準じる同居人)または、アドバイザーの協力者がとった行為の責任は、アドバイザーが負うものとし、それらの者による契約違反の行為に適用される措置は、アドバイザーに対してとられます。また、アドバイザーの親族が規約に違反した場合、その違反行為は当該アドバイザーの違反行為とみなし、然るべき措置を講じます。

8. 組織の保護に関する規定

- 1) M3のアドバイザーとして構築した組織を他のラインへ移動させることは如何なる理由があっても出来ません。また、他の組織を本人の組織や別の組織に移動させることも出来ません。併せて、これらの行為を直接間接問わず補助したり、働きかけることも出来ません。組織移動が判明した場合、移動したアドバイザーは移動時点にさかのぼってそれまでに獲得したボーナスを全額当社へ返還するものとします。またその期間に構築した組織は全て当社に帰属し、当社の専らの裁量により、その組織の所属先を決定します。
- 2) 既にアドバイザー登録している者が、2親等を含む第三者名義で

活動していたことが発覚した場合、その第三者名義及び当該アドバイザー資格は除名処分を含む厳重な処罰の対象となります。

- 3) 既存アドバイザーの2親等の親族(同居、別居問わず)及びその他同居人が当該アドバイザーと同系列以外で登録する場合は当社の承認が必要となります。その際はアドバイザー登録申請書と共に所定の申請書の提出が必要となります。当社への申請なしに他系列で登録した場合、その登録は無効となる場合があります。
- 4) M3で構築した組織はアドバイザーにとっても当社にとっても貴重な財産であり、その扱いは十分に注意する必要があります。M3で構築した組織に対し当社以外の製品またはサービスを販売する事や他のビジネスの勧誘をしてはなりません。

契約の撤回

1. クーリングオフ

- 1) アドバイザーは次の通り、申込の撤回または解約（クーリングオフ）ができます。契約書面または初回製品の到着日から起算して20日間は、書面での申し出により、自由に申込の撤回または解約（クーリングオフ）ができます。その効力は、書面を発信（投函）した日（消印を有効とします）から生じ、その場合に違約金や損害賠償、あるいは物品引取に要する費用の請求をされることはありません。
- 2) アドバイザーは、本人のリクルート実績を含むグループの実績の中からクーリングオフ等によるキャンセルが起こった場合は、当社に対しても、当該アドバイザーに対しても、違約金や損害賠償の請求はできません。キャンセルされた契約に関するボーナスが支払済みの場合は、次のボーナス支払時に精算します。支払明細上マイナスが生じた場合は、当社からの通知文書に記載された期日までに当社指定口座まで振込にて返金していただくものとします。
- 3) 法人登録のアドバイザーにはクーリングオフは認められません。 ※ただし、法人登録をしている個人事業主はクーリングオフ対象になります。(特定商取引法・連鎖販売取引により)
- 4) 不実告知や威迫困惑行為によってクーリングオフができたときは、改めてクーリングオフができる旨を定める書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリングオフができます。

2. 退会

- 1) アドバイザーは、何時でも書面での申し出により退会ができ、それに伴う違約金または損害賠償の請求をされることはありません。
- 2) クーリングオフ期間終了後にアドバイザー登録の解約を行う場合は、退会となります。退会する場合は退会届を当社に提出してください。
- 3) 退会・除名その他の失効理由に関わらず、アドバイザー資格を失効した会員はボーナスを受給する権利は一切発生しません。
- 4) 退会に伴う返品及び返金、ボーナスに関して
- ①アドバイザー登録より1年以上が経過している方
- ア. 製品代金の返金及びボーナスの支払いは一切行いません。
- イ. ASを行っている場合は、アドバイザー資格失効月の前月20日までにASを中止していなければ、当該月のASを申込んでいるものとみなします。従ってアドバイザー資格の失効日に関わらず、当該月のAS製品代金の支払いは実施されます。
- ②アドバイザー登録より1年経過していない方
- ア. 受取ってから90日以内の製品があれば原則として精算します。但し、その製品を売却したり、使用したり、消費している場合及び故意・過失により滅失・毀損した場合は除きます。尚、法人登録のアドバイザーには返品は認められません。
- イ. 上記アにより返品が生じた場合は、その製品の引渡しまたは返品の状況に応じて、返金手数料(600円)および以下の解約手数料を頂きます。また手数料は、返品に対する返金を行う際に頂きます。
- ・ 契約だけでまだ引渡していない製品：その代金の10%
- ・ 返品された製品：その代金の10%
- ・ 返品されない製品(例えば不可抗力で滅失したもの)：その代金全額

- ③返品された製品の購入から発生しているボーナスはご返金頂きます。コミッション振込時に発生した事務手数料を含みます。(うち銀行800円、銀行900円)
- ④上記②及び③の支払いの遅れには法定の遅延損害金が発生します。
- ⑤アドバイザー資格失効月の前月20日までにASを中止していない場合は、該当月のAS製品代金の口座引落しが実施される場合があります。その際には上記①及び②と同様に扱います。

個人情報の取扱

1. 個人情報保護基本方針

株式会社M3株式会社(以下、当社という)は、業務上取り扱う当社のアドバイザー(ビジネス会員)、ユーザー(一般消費者)などの個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、かつ自主的なルールおよび体制を確立し、以下のとおり「個人情報保護基本方針」を定め、これを実行いたします。尚、この内容に関しては、継続的に見直しを行うと共に、その改善・向上に努めてまいります。

- 個人情報保護内部規程を策定し、当社全般に周知し、維持及び改善を継続的に図ります。
- 個人情報の取得については、適法かつ公正な手段によるのみ行います。また、取得に際しては、法令により例外として扱うことが認められている場合を除いて、個人情報の主体である本人に、その利用目的についてあらかじめ通知、または当社のウェブサイトに必要な事項を公表します。
- 個人情報の利用は、個人情報の主体である本人に通知、または当社のウェブサイトで公表した範囲内で、具体的な業務権限を付与された者のみが、業務上必要な場合においてのみ行います。
- 個人データの第三者への提供については、当社のウェブサイトにて、提供される個人データの項目、利用目的等必要事項を公表します。
- 個人データの正確性を確保し、当社が保有する個人データの主体である本人より、自己の情報についての開示、および正当と思われる訂正、追加、削除、利用停止等の求めがあるときは、法令に定める範囲内において対応します。
- 個人データへの不正なアクセス、その紛失、破壊、改ざんおよび漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じると共に、必要な是正措置を実施します。
- 個人情報の取扱いに関する苦情・相談に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。
- 当社では、通話内容に関する事実確認、正確な回答、電話マナー向上のため等の目的で、電話の通話内容を録音させていただくことがあります。
- 当社では、個人データを業務提携先に委託する場合、当社が定める基準に合致した委託先であるかを調査したうえで、書面による契約を締結します。

2. 当社が取得する個人データ

当社は、当社と連鎖販売取引契約を行うアドバイザー及び、当社製品を購入するユーザーの皆様個人データを取得します。また、当社がビジネスを行う上で必然的に収集する情報及び、第三者からの相談やお問合せにより収集する情報も取得します。

- 登録に関する事項(会員番号、氏名、法人登録の場合は法人契約情報、生年月日、現住所、電話番号、Eメールアドレス、製品送付先住所、スポンサー氏名、配置対象者氏名、ボーナス振込先金融機関の口座名、添付された身分証明書記載事項等)
- ボーナスに関する事項(金額、グループポイント、支払内容等)
- 製品購入、返品に関する事項(注文年月日、注文製品名、注文金額、配送先、返品日、返品内容等)
- クレジットカード決済時の決済ID
- アドバイザー及びユーザーのデータ変更、追加、削除に関する事項
- アドバイザー及びユーザーの映像、写真、音声等
- ビジネス状況に関する事項(活動状況、タイトル達成状況等)
- 当社主催イベント等に参加された場合における参加者の氏名、住所、電話番号、撮影映像、写真等

3. 当社が取得した個人データの利用目的

当社は取得した個人データを以下の目的にのみ利用します(法令により、例外として扱うことが認められている場合を除く)。

- アドバイザーの皆様との、契約締結および契約後の管理
- ユーザーの皆様との、登録受理および登録後の管理
- アドバイザーおよびユーザーの皆様からの、注文および返品処理
- アドバイザーおよびユーザーの皆様への情報(キャンペーン、会社主催セミナー、各種イベント、新製品情報)の提供
- アドバイザーおよびユーザーの皆様への、キャンペーンや新製品に関するダイレクトメールなどの送付
- ボーナス取得対象アドバイザーの皆様へのボーナス計算処理、および指定された金融機関の口座へのボーナスの振込
- ビジネス遂行上、当社が必要と判断する範囲内において、アップライン(上位)およびグループ等関係者にビジネス状況確認、トラブル状況把握、ビジネス適正化を目的とした連絡または情報提供
- アドバイザーおよびユーザーの皆様からの相談対応、記録、管理
- 市場調査、データ分析、アンケートの実施
- 製品の提案および製品開発への活用
- 登録希望者へのスポンサーご紹介

4. 当社が取得した個人データの共同利用

当社は、下記のとおりアドバイザーおよびユーザーの個人データを共同利用させていただきます。

- 共同利用する者の利用目的
販売促進、製品配送効率向上、情報およびサービスのご案内
- 共同利用者の範囲
株式会社M3、個人データの主体である本人より上位系列のアドバイザー
- 共同して利用される個人データ項目
氏名、連鎖販売組織(紹介系列・バイナリー系列)、連鎖販売実績(購入履歴・アクティブ状況)
- 管理責任者
株式会社M3 取締役 東矢章利
- その他
①共同利用される個人データについては、氏名の代わりにニックネーム表記が可能です。
②共同利用される個人データの閲覧方法については、本書面「製品購入方法3. アドバイザーページ及び組織図の発行」をご覧ください。

5. 個人データの委託先への提供

当社が取得した個人データは、当社データベースへの入力、ボーナス計算、製品・各種印刷物等の発送、情報システム構築、市場調査、セミナー・各種イベント開催、プロモーション・サービスの提供等、ビジネスの遂行に係る処理全般を行う目的で、必要な範囲内において、当社との契約に基づき守秘義務を負う業務委託先に提供します。当該業務委託先とは必要な契約を書面により締結し、個人情報について適切な管理監督を行っています。

6. 当社が保有する個人データの停止及び訂正

当社は、当社が保有する個人データの本人から、当該本人を識別できる個人データが正しくないという理由によってその訂正、追加または削除を求められたときには、必要な確認を行ったうえで訂正等を行います。また、正当な理由により利用停止または消去の要請がなされた場合には、法令に定める範囲内においてこれに対応します。

7. アドバイザーが取扱う個人情報

アドバイザーは、個人情報保護法その他個人情報に関する法令、アドバイザー規約を遵守しなければなりません。また、製品流通組織を構築するアドバイザーは、個人情報保護法により、「個人情報取扱事業者」となり法規制の対象となります。ビジネス活動において次のような行為は厳しく規制されています。

- 個人情報の収集の目的を隠したり偽ること

- 違法な第三者提供をそそのかすこと
- 法律に違反して個人情報を取得すること
- 他人の管理下にある個人情報を取得すること
- 人を脅したり、騙したりして個人情報を取得すること。また、当社及び本人の事前の明確な書面による同意を得ずに第三者に情報を提供してはいけません。

8. 機密保持

当社アドバイザーは、本ビジネスにおいて知り得た情報を第三者に対して開示してはいけません。但し、正当な理由により、あらかじめ当社及び当該会員の承認を得た場合は、これに含まれません。また本ビジネスにおいて知り得た情報を、本ビジネス以外の目的で使用してはいけません。

抗弁権の接続

アドバイザーは、クレジット会社等の割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けたときに、当該製品もしくは当該権利の販売につき、それを販売した業者(当社)に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に對抗できます。

その他

1. 概要書面・契約書面及び契約内容の改定

当社は、社会情勢の変化・経済事情の変動・各システム変更・関連法規変更及び遵守に伴い、当社が必要と判断した場合は、概要書面・契約書面及び契約内容(取扱製品・特定負担・特定利益の算出方法等)を予告なしに追加・訂正・加筆等により改定があるものとし、アドバイザーはそれを了承しているものとします。

2. アドバイザーページの中断・停止等

当社は、アドバイザーページの稼働状態を良好に保つために、以下に該当する場合、予告なしにアドバイザーページの提供全てあるいは一部を停止することがあります。

- システムの定期保守及び緊急保守のために必要な場合
- システムに負荷が集中した場合
- 火災、停電、第三者による妨害行為などによりシステムの運用が困難になった場合
- その他、やむを得ずシステムの停止が必要と当社が判断した場合

3. 免責

- 通信回線やコンピュータなどの障害によるシステムの中断・遅滞・中止、データへの不正アクセスにより生じた損害によってアドバイザーに生じた損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 当社は、当社のウェブページ・サーバー・ドメインなどから送られるメール・コンテンツに、コンピュータウィルスなどの有害なものが含まれていないことを保証いたしません。

4. 管轄裁判所

会員と当社の関係における一切の紛争について、当社所在地における地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

クーリングオフについて

※契約書面または初回製品の到着日から起算して20日間は書面により契約を解除(クーリングオフ)することができます。またその効力は書面を発信した日(郵便消印日付)から発生します。クーリングオフを行った場合は、返品費用は当社が負担し、お客様は損害賠償、違約金等を請求されることはありません。また、すでに製品代金が支払われている場合は速やかに返金します。ハガキにID No.、氏名、住所、連絡先、申込日、製品名、製品受領日及びクーリングオフの旨を記入の上、当社宛に郵送ください。尚、書面を郵送される際は、簡易書留のご利用をお勧めします。

※上記クーリングオフの行使を妨げるために、事業者または勧誘者が不実のことを告げたためにお客様が誤認し、または威迫され困惑し、クーリングオフができなかった場合は、当社からクーリングオフできる旨の書面を受領し、その内容について口頭で説明を受けた日から起算して20日間はクーリングオフができます。

郵便はがき 1050013 株式会社M3行 東京港区浜松町2-1-13 芝区セレントビル1F 氏名住所郵便番号	・ID No. ・氏名 ・住所 ・連絡先 ・申込日 西暦 年 月 日 ・製品名 ・製品受領日 上記日付の申込は撤回し 契約を解除します。 西暦 年 月 日
---	--

表

裏

《アドバイザー登録申請書 記入方法》

この度は株式会社M3にご登録いただき誠に有難うございます。
アドバイザー登録申請書をご記入の際は、下記記入方法をご参照ください。

- ※太枠内の必要事項を全てご記入ください。
- ※印影のかすれ、にじみにご注意ください。
- ※学生または22歳以下の方は登録できません。
- ※複写になっています。ボールペンで強くハッキリとご記入ください。(消せるインクは不可)
- ※アドバイザー登録申請書とともに
「アドバイザー初回製品注文書」「登録状況申告書」「身分証明書(写し)」をご提出ください。

登録する申請者情報（氏名・
生年月日・住所）が記載されて
いる身分証明書（写し）をご提
出ください。

法人でお申し込みの場合は法
人名をご記入ください。
※氏名欄には代表者及び役員
の氏名をご記入ください。
法人登録には発行日より3ヶ月
以内の登記簿謄本の提出が必要
となります。

配送先情報は上記住所と製品
配送先が異なる場合のみご記
入ください。
(25歳以下は指定不可)

法人でお申し込みの場合、口座
名義人欄には、通帳に記載され
ている名義を省略せずに正し
くご記入ください。

対象者指定をする場合のみご
記入ください。
※対象者の方が未入金等で未
締結の場合、申請者ご本人も
締結されませんので、ご注意
ください。

株式会社M3 〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-13 芝エクセレントビル 1F TEL.03-6809-2535 FAX.03-6402-3868		アドバイザー登録申請書	
本書面は、株式会社M3へのアドバイザー登録申請書です。アドバイザー登録を申請する際は、概要書面の内容を十分にお読み頂き、ご理解ご納得を頂いた上で申請者本人が本書面に記入・ご捺印ください。契約締結後、契約書面を送付致しますので、大切に保管してください。			
● 会社提出用		● 申請日 西暦 2019年 1月 1日 ● ID No. 0000002 —001	
申請には下記の書面が必要です。			
① アドバイザー登録申請書 (本書面)	+	② アドバイザー初回製品注文書 (別紙ご記入ください)	+
③ 登録状況申告書 (別紙ご記入ください)	+	④ 身分証明書(写し) (申請者情報と同一)	
申請者情報 (必ず申請者ご本人がご記入ください)			
氏名	フリガナ トウキョウ タロウ ※法人の場合は代表者名をご記入ください。 東京 太郎	生年月日 西暦 1968年 1月 1日 (50 歳)	性別 ☒ 男 ☐ 女
法人名	フリガナ ※発行日から3ヶ月以内の登記簿謄本を併せてお送りください。	TEL 03 - 6809 - 2535 FAX 03 - 6402 - 3868 携帯 090 - 0000 - 0000 E-mail m3@m3mlm.com	
今後、当社から配信するビジネスについてのお知らせ(FAX)や、メールマガジンの配信をご希望の方は右記をチェックしてください。 ☒ 希望する ☐ 希望しない 【配信先： ☒ メール ☐ FAX】			
住所	〒105-0013 東京都港区浜松町 2-1-13 芝エクセレントビル 1F		
配送先情報	〒 上記住所と異なる場合ご記入ください。 ※配送先を指定する場合、すべての配送物はご指定配送先にお届けします。		
申請者署名捺印	私は「概要書面」の内容を理解し、「個人情報の取扱」について承認したうえで、私自身の意思においてアドバイザー登録致します。	本人署名欄 (社名社印)	東京 太郎 (東京)
ボーナス振込口座兼オートシップ引落し口座			
口座名義人	フリガナ トウキョウ タロウ ※法人登録の場合は社名をご記入ください。 東京 太郎	※オートシップ口座引落しはゆうちょ銀行となります。 ボーナス振込先も同じ口座情報をご記入ください。	
☒ ゆうちょ銀行	通帳記号 1 1 2 3 0 通帳再発行番号 1 2 3 4 5 6 7 1	●支店番号 ●口座種類 ☐ 普通 ☐ 当座	
☐ 金融機関 (ゆうちょ銀行以外)	指定口座 ☐ 銀行 ☐ 信組 ☐ 支店 ☐ 信金 ☐ 農協 ☐ 出張所	●口座番号	
スポンサー情報 (必ずスポンサーがご記入ください。締結後の変更は致しかねます。)			
スポンサー氏名	東京 花子 ※訂正した場合は訂正前の方の印が必要です。	対象者指定氏名	大阪 二郎 ※訂正した場合はスポンサーの印が必要です。
ID No.	0000001 —001	ID No.	0000001 — 001
TEL	03 - 0000 - 0000		(左) ・ 右
会社使用欄	受付日	入金日	契約締結日 備考

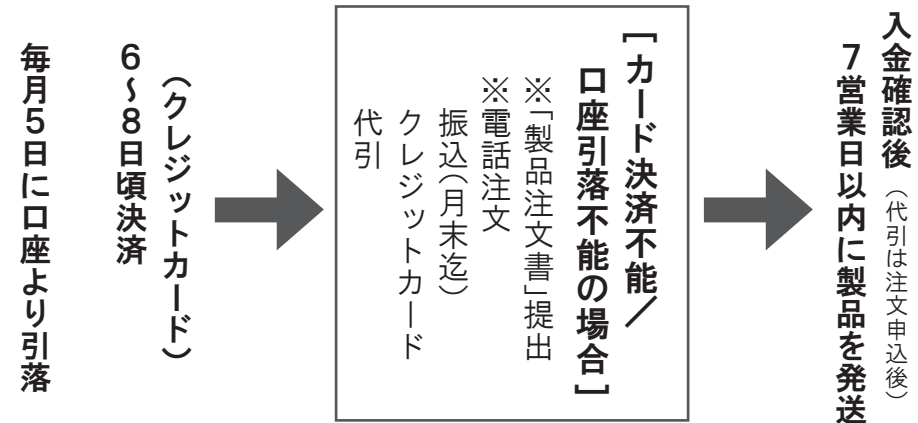
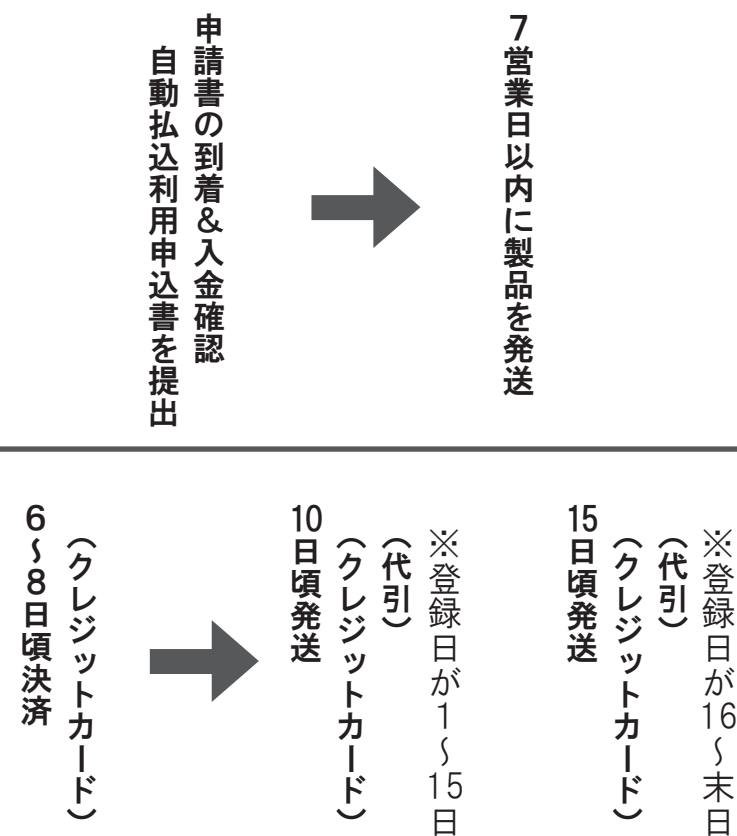
※オートシップの口座引落しは契約締結日の翌々月より開始します。(申込書類の提出時期により、開始時期が遅れる場合があります。)尚、口座引落しをお申込みの場合、引落しが開始されるまでの期間は**代金引換**にて製品を発送いたします。(代引手数料440円)
※口座自動引落しはゆうちょ銀行となります。別途「自動払込利用申込書」をご提出ください。
※クレジットカードの場合は契約締結月の翌月からカード決済となります。

◆オートシップ製品到着の流れ◆

＜初月＞
新規登録

＜2ヶ月目＞
代引
クレジットカード

＜3ヶ月目＞
自動引落
開始
クレジットカード





<http://www.m3mlm.com/>

アドバイザー登録をする前に、本概要書面の内容を十分お読みください。

株式会社M3は特定商取引に関する法律に基づき、製品の販売を行っております。

本書面は特定商取引に関する法律により定められた概要書面です。

株式会社M3にアドバイザー登録をしている方々が、株式会社M3の取扱製品及びビジネスを紹介する際は、相手の方が製品を購入する・しない、もしくは登録する・しないにかかわらず、スポンサー記入欄に紹介したアドバイザーの氏名、住所、電話番号を記入した上で、必ず本書面をお渡し下さい。

スポンサー記入欄	スポンサー名	法人の場合は法人名及び代表者名をご記入ください。
	住 所 〒	
	連絡先 ☎	

2019 年 12 月改訂